

琉球倉庫運輸株式会社に対する勧告について

令和8年5月12日
公正取引委員会
内閣府沖縄総合事務局

公正取引委員会は、本日、琉球倉庫運輸株式会社（以下「琉球倉庫運輸」という。）に対し、改正前の下請法^(注1)第7条第2項^(注2)の規定に基づく勧告を行った（詳細は別添勧告書参照）。

法人番号	9360001002331
名称	琉球倉庫運輸株式会社
本店所在地	那覇市港町二丁目20番2号
代表者	代表取締役 新垣 学
事業の概要	一般貨物自動車運送事業等
資本金	2000万8000円
違反事実の概要	<p>琉球倉庫運輸は、下請事業者との間で下請代金（運賃等）の額を基本運賃表により算定する旨合意していたにもかかわらず、当該基本運賃表を使用せず、自社に対して荷主等から支払われる代金に一定率を乗じて得た額を下請事業者に支払うことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額から総額3777万6571円を差し引いた（下請事業者16名）。</p> <p>なお、琉球倉庫運輸は、令和8年3月27日、下請事業者に対し、減額した額を支払った。</p>
勧告の概要	今後、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、製造委託等代金の額を減じないことを取締役会の決議により確認すること等
参照条文	改正前の下請法第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）

問い合わせ先	内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引課 電話 098-866-0049（直通） 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部第二上席取引適正化検査官 電話 03-3581-5525（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/

(注1) 下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号)は、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律(令和7年法律第41号。以下「改正法」という。)により改正され、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律(以下「改正後の取適法」という。)となった。「改正前の下請法」とは、改正法による改正前の下請代金支払遅延等防止法をいう。

(注2) 「改正前の下請法第7条第2項」とは、改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の下請法第7条第2項をいう。

※ 本件の製造委託等は、改正法施行前になされたものであり、改正前の下請法の適用を受けることから、本公表文は改正前の下請法上の用語により記載することが適当である場合は改正前の下請法上の用語により記載している。改正法施行後になされた製造委託等には改正後の取適法が適用され、次のように用語が変更される。

改正前の下請法	改正後の取適法
下請代金	製造委託等代金
親事業者	委託事業者
下請事業者	中小受託事業者



受注者（16名）
（貨物等の運送業）

役務提供委託

琉球倉庫運輸(株)は、受注者に対し、自社が荷主等から請け負った貨物運送の全部又は一部を再委託



違反行為の概要

琉球倉庫運輸(株)は、令和6年1月から令和7年11月までの間、受注者との間で定めた基本運賃表を用いず、荷主等から支払われる代金に一定率を乗じて得た額を支払った。

上記の行為により**減額（注1）**した金額は、**受注者16名**に対し、**総額約3777万円**。

※ 琉球倉庫運輸(株)は、受注者に対し、減額した金額を支払済み

本件減額のイメージ

①代金の額

本件では**基本運賃表**を用いて算定された額

減額

②実際に支払われた額

荷主等から支払われる代金に一定率を乗じて得た額



公正取引委員会からの勧告の内容

- 以下の2点について、取締役会の決議により確認すること
 - ・基本運賃表を用いて算定された下請代金の額を減じた行為は、改正前の下請法の規定に違反するものであること
 - ・今後、中小受託事業者（注2）の責めに帰すべき理由がないのに製造委託等代金の減額を行わないこと
- 取適法の遵守体制を整備すること など

（注1）下請代金の減額

下請法は、下請事業者には責任がないのに、発注時に定められた金額から一定額を減じて支払うこと等を全面的に禁止している。値引き、協賛金、歩引き等の名目、方法、金額の多少を問わず、また、下請事業者との合意があっても、下請法第4条第1項第3号違反となる。

（注2）下請法は、令和7年改正により、令和8年1月、取適法と改称された。下請法において「下請事業者」と呼称されていた事業者は、令和8年1月以降になされた製造委託等との関係では「中小受託事業者」と呼称される。

琉球倉庫運輸(株)（発注者）
（一般貨物運送事業等）

1 関係法令の概要

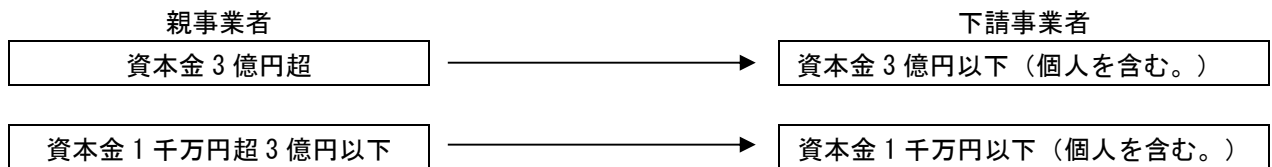
(1) 下請法の概要

○ 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

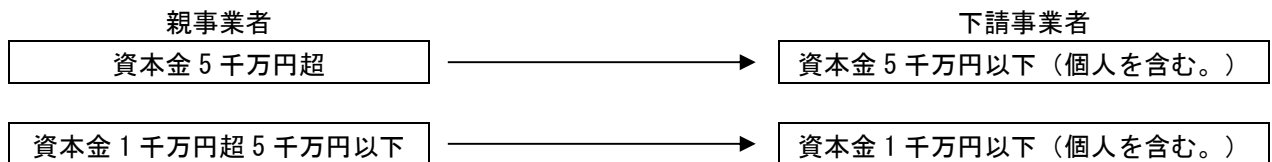
○ 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム
政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く。）



○ 親事業者の義務（第2条の2、第3条、第4条の2、第5条）及び禁止事項（第4条第1項、第2項）

a. 義務

- (ア) 書面の交付義務（第3条）
- (イ) 書類の作成・保存義務（第5条）
- (ウ) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

b. 禁止事項

- (ア) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (ウ) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (エ) 返品禁止（第4条第1項第4号）
- (オ) 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- (ケ) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- (ク) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）

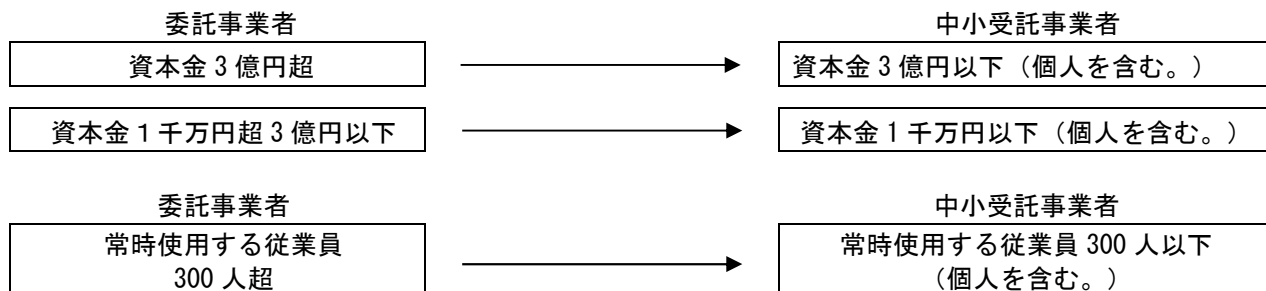
(2) 取適法の概要

○ 目的（第1条）

受託取引の公正化・中小受託事業者の利益保護

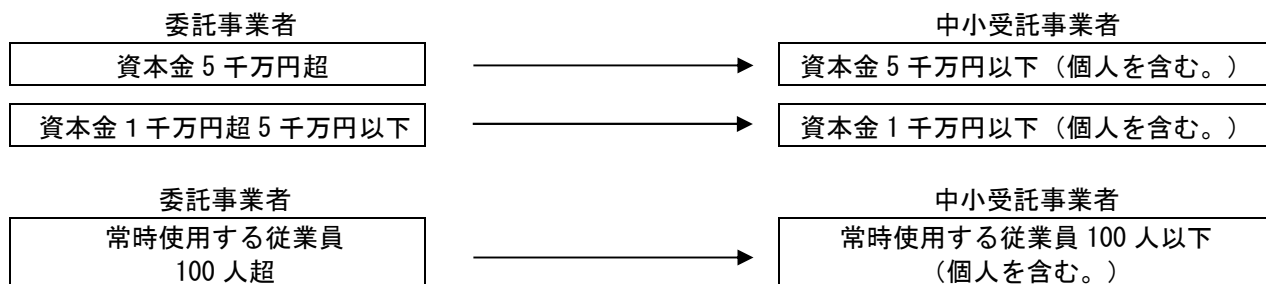
○ 委託事業者、中小受託事業者の定義（第2条第1項～第9項）

a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム
政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く※）



なお、従業員基準については、資本金基準が適用されない場合に適用される。

○ 委託事業者の義務（第3条、第4条、第6条、第7条）及び禁止事項（第5条第1項、第2項）

a. 義務

- (ア) 発注内容等の明示義務（第4条）
- (イ) 書類等の作成・保存義務（第7条）
- (ウ) 代金の支払期日を定める義務（第3条）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第6条）

b. 禁止事項

- (ア) 受領拒否の禁止（第5条第1項第1号）
- (イ) 代金の支払遅延の禁止（第5条第1項第2号）
- (ウ) 代金の減額の禁止（第5条第1項第3号）
- (エ) 返品物の禁止（第5条第1項第4号）
- (オ) 買ったたきの禁止（第5条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第5条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第5条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第5条第2項第1号）
- (ケ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第5条第2項第2号）
- (コ) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第5条第2項第3号）
- (サ) 協議に応じない一方的な代金決定の禁止（第5条第2項第4号）

2 参照条文等

○ 下請代金支払遅延等防止法（抄）

（昭和三十一年法律第二百十号）

（定義）

第二条 （略）

2・3 （略）

4 この法律で「役務提供委託」とは、事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること（建設業（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第2項に規定する建設業をいう。以下この項において同じ。）を営む者が業として請け負う建設工事（同条第1項に規定する建設工事をいう。）の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせることを除く。）をいう。

5・6 （略）

7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 （略）

二 資本金の額又は出資の総額が千万円を超え三億円以下の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者に対し製造委託等をするもの

三・四 （略）

8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 （略）

二 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第二号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの

三・四 （略）

9 （略）

10 この法律で「下請代金」とは、親事業者が製造委託等をした場合に下請事業者の給付（役務提供委託をした場合にあつては、役務の提供。以下同じ。）に対し支払うべき代金をいう。

（親事業者の遵守事項）

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

一・二 （略）

三 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること。

四～七 （略）

2 （略）

（勧告）

第七条 （略）

2 公正取引委員会は、親事業者が第四条第一項第三号から第六号までに掲げる行為をしたと認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその減じた額を支払い、その下請事業者の給付に係る物を再び引き取り、その下請代金の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

3 （略）

○ 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（抄）

（昭和三十一年法律第二百十号）

（定義）

第二条（略）

2・3（略）

4 この法律で「役務提供委託」とは、事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること（建設業（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第二項に規定する建設業をいう。以下この項において同じ。）を営む者が業として請け負う建設工事（同条第一項に規定する建設工事をいう。）の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせることを除く。）をいう。

5～7（略）

8 この法律で「委託事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一（略）

二 資本金の額又は出資の総額が千万円を超え三億円以下の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者に対し製造委託等をするもの

三～六（略）

9 この法律で「中小受託事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一（略）

二 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第二号に規定する委託事業者から製造委託等を受けるもの

三～六（略）

10（略）

11 この法律で「製造委託等代金」とは、委託事業者が製造委託等をした場合に中小受託事業者の給付（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、役務の提供。以下同じ。）に対し支払うべき代金をいう。

（委託事業者の遵守事項）

第五条 委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、次に掲げる行為（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、第一号及び第四号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

一・二（略）

三 中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、製造委託等代金の額を減ずること。

四～七（略）

2（略）

○ 下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（抄）

（令和七年法律第四十一号）

附 則

（下請代金支払遅延等防止法の一部改正に伴う経過措置）

第二条（略）

2 新支払遅延等防止法第四条、第五条、第六条第二項及び第十条の規定は、この法律の施行後にした新支払遅延等防止法第二条第六項に規定する製造委託等について適用し、この法律の施行前にした第一条の規定による改正前の下請代金支払遅延等防止法（次項において「旧支払遅延等防止法」という。）第二条第五項に規定する製造委託等については、なお従前の例による。

3（略）

公取適第356号
令和8年5月12日

那覇市港町二丁目20番2号

琉球倉庫運輸株式会社

同代表者 代表取締役 新垣 学

公正取引委員会

同代表者 委員長 茶谷 栄治

勧告書

公正取引委員会は、琉球倉庫運輸株式会社（以下「琉球倉庫運輸」という。）に対し、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和7年法律第41号。以下「改正法」という。）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法による改正前の下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号。以下「改正前の下請法」という。）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり勧告する。

主 文

- 1 琉球倉庫運輸は、次の事項を取締役会の決議により確認すること。
 - (1) 下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者との間で定めた基本運賃表を用いて算定された下請代金の額から、琉球倉庫運輸が実際に支払った額が当該下請代金の額を下回った分を減じた行為は、改正前の下請法第4条第1項第3号に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものであること
 - (2) 今後、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、製造委託等代金の額を減じないこと

- 2 琉球倉庫運輸は、今後、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、製造委託等代金の額を減ずることがないよう、自社の総務部門及び運行管理担当者に対して改正法による改正後の製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること。
- 3 琉球倉庫運輸は、次の事項を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。
 - (1) 下請事業者に対し、下請代金の額から減じた額を支払ったこと
 - (2) 前記1及び2に基づいて採った措置
- 4 琉球倉庫運輸は、次の事項を取引先中小受託事業者に通知すること。
 - (1) 下請事業者に対し、下請代金の額から減じた額を支払ったこと
 - (2) 前記1から3までに基づいて採った措置
- 5 琉球倉庫運輸は、前記1から4までに基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告すること。

理 由

第1 事実

- 1 (1) 琉球倉庫運輸は、肩書地に本店を置き、一般貨物自動車運送事業等を営む事業者であるところ、令和5年11月から令和7年9月までの間に、別表の「下請事業者」欄記載の事業者（以下「本件下請事業者」という。）に対し、業として荷主等から請け負う貨物運送の全部又は一部を委託した。
 - (2) 前記(1)の委託の当時、琉球倉庫運輸は資本金の額が1000万円を超え3億円以下の法人たる事業者であり、本件下請事業者は個人又は資本金の額若しくは出資の総額が1000万円以下の法人たる事業者であった。
- 2 琉球倉庫運輸は、本件下請事業者との間で締結した運送委託契約において、貨物運送の委託に係る運賃は基本運賃表（以下「本件基本運賃表」という。）により算定する旨を合意した。

しかしながら、琉球倉庫運輸は、本件下請事業者に対し、前記1(1)の委託の

対価として、本件基本運賃表を用いずに琉球倉庫運輸が荷主等から支払われる代金に一定率を乗じて得た額を支払うことにより、令和6年1月から令和7年11月までの間、本件下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、本件基本運賃表を用いて算定された下請代金の額から、実際に支払われた額が当該下請代金の額を下回った分である別表の「減じた額」欄記載の額を差し引いた。

- 3 琉球倉庫運輸は、令和8年3月27日、本件下請事業者に対し、別表の「減じた額」欄記載の額を支払った。

第2 法令の適用

前記事実によれば、琉球倉庫運輸は、改正前の下請法第2条第4項に規定する役務提供委託をした事業者であり、同条第7項第2号に規定する親事業者に該当し、本件下請事業者は、同条第8項第2号に規定する下請事業者に該当するところ、琉球倉庫運輸の前記第1の2の行為は、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じたものであり、改正前の下請法第4条第1項第3号に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものである。

よって、琉球倉庫運輸に対し、改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の下請法第7条第2項の規定に基づき、主文のとおり勧告する。

【別表については添付省略】